

○厚生労働省告示第三百九十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第八号中 (678)を (685)とし、 (675)から (677)までを (682)から (684)までとし、 (674)を (680)とし、 その次に次のように加える。	(687) ヒスタミン (705)を (713)とし、 (680)から (704)までを (688)から (712)までとし、 (679)を (686)とし、 その次に次のように加える。	(715) ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩 (844)を (853)とし、 (707)から (843)までを (716)から (852)までとし、 (706)を (714)とし、 その次に次のように加える。	(855) ベンラファキシン (985)を (995)とし、 (846)から (984)までを (856)から (994)までとし、 (845)を (854)とし、 その次に次のように加える。	(997) ルストロンボパゲ (1025)を (1036)とし、 (987)から (1024)までを (998)から (1035)までとし、 (986)を (996)とし、 その次に次のように加える。
---	--	---	---	---

- (119) 第八号中イロプロスト (205) を (206) とし、 (119) から (204) までを (120) から (205) までとし、 (118) の次に次のように加える。
- (208) 第八号中オゼノキサシン (207) を (209) とし、 (206) を (207) とし、その次に次のように加える。
- (212) 第八号中オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル (207) を (209) とし、 (206) を (207) とし、その次に次のように加える。
- (211) 第八号中オマリグリプチン (409) を (413) とし、 (209) から (408) までを (213) から (412) までとし、 (208) を (210) とし、その次に次のように加える。
- (415) 第八号中スクロオキシ水酸化鉄 (501) を (506) とし、 (411) から (500) までを (416) から (505) までとし、 (410) を (414) とし、その次に次のように加える。
- (508) 第八号中チオトロピウム臭化物水和物・オロダテロール塩酸塩 (673) を (679) とし、 (503) から (672) までを (509) から (678) までとし、 (502) を (507) とし、その次に次のように加える。
- (681) 第八号中バンデタニブ (673) を (679) とし、 (503) から (672) までを (509) から (678) までとし、 (502) を (507) とし、その次に次のように加える。